

# 平成23年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成23年11月24日(木)

午前10時00分 開 議

## 1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第43号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 承認第 6号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 議案第36号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第37号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第38号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第39号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第40号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第41号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第42号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第12 議案第44号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第45号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第46号 字の区域の変更について

## 2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第 4 3 号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 承認第 6 号 平成 2 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 1 0 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 1 1 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 1 2 議案第 4 4 号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 4 5 号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 4 6 号 字の区域の変更について

### 3 出席議員 (17名)

- 1 番 小 畑 傳 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 金 元 直 栄 君
- 4 番 齋 藤 則 男 君
- 5 番 長 岡 千恵子 君
- 6 番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君  
 8番 川 崎 直 文 君  
 9番 多 田 憲 治 君  
 10番 上 坂 久 則 君  
 11番 長谷川 治 人 君  
 13番 松 川 正 樹 君  
 14番 渡 邊 善 春 君  
 15番 伊 藤 博 夫 君  
 16番 上 田 誠 君  
 17番 酒 井 要 君  
 18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松 本 文 雄 君
副 町	長	田 中 博 次 君
教 育	長	青 山 慶 行 君
消 防	長	中 村 勘太郎 君
総 務 課	長	布 目 洋 一 君
企 画 財 政 課	長	山 村 岩 夫 君
会 計 課	長	立 花 紀 子 君
監 理 課	長	南 部 顕 浩 君
税 務 課	長	山 田 和 郎 君
住 民 生 活 課	長	市 岡 栄 二 君
環 境 課	長	勝 見 隆 一 君
福 祉 保 健 課	長	岡 本 栄 一 君
子 育 て 支 援 課	長	伊 藤 悦 子 君
農 林 課	長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課	長	酒 井 圭 治 君
建 設 課	長	山 下 誠 君
上 水 道 課	長	山 本 清 美 君

下水道課長	清水満君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君
永平寺支所長	栴山勇君
上志比支所長	茶谷重敏君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る11月21日、町長より平成23年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員にはご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会の運営等につき関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成23年第4回永平寺町議会定例会を開会します。

まず、会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長、各課長の出席を求めてあります。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してあります。これをもって報告にかえます。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

次に、本議会に提出されました案件は、町長提出として専決処分1件、補正予算7件、条例の一部改正3件、字区域の変更1件となっております。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願いします。

直ちに、本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（河合永充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、上田君、17番、酒井君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から12月14日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの21日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 平成23年第4回永平寺町議会定例町の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し上げますとともに、町政の諸課題及び今回ご提案いたします議案等の概要をご説明いたします。

ことしも残すところ1カ月余りとなり本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のこととお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、東日本大震災の復興や円高対策を柱とした総額1兆2千億円の第3次補正予算が成立いたしました。被災地が復興関連の事業に活用できる東日本大震災復興交付金の創設や放射性物質の除染費用等が盛り込まれており、一刻も早い復旧、復興と関連法案の成立が望まれております。

また、野田総理大臣は、環太平洋経済連携協定(TPP)について「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明し、交渉参加の意向を示しました。日本の政治、経済の状況は刻々と変化しておりますが、特に我が国産業の根幹を担う農業や医療制度の継続などには非常に大きな影響が考えられることから、日本の国益を損なわず、真に国民の理解が得られる議論を進めていただきたいと願うものであります。

それでは、ここで町政の諸課題について申し上げます。

まず、道路網の整備についてであります。中部縦貫自動車道の建設促進につきましては、8月1日に吉野堺地係において本格的な道路工事着工のくわ入れ式を行い、吉野堺、吉野地区において道路下部工事に着手しており、高架橋橋げた32基のうち、現在14基が建造中であります。越坂トンネルから福井北インターまでの2.2キロメートルの平成26年度供用開始に向けて着実に工事が進められております。

また、花谷地区では既に墓地の造成も完了し、昨年から引き続き道路改良切り

土工事を進めているところですが、工事用道路の建設を予定しており、現在、立ち木調査と詳細設計を実施しております。この工事用道路が完成することにより、谷口地区から光明寺地区までの道路改良工事の進捗が早まることとなります。

浅見地区と轟地区をつなぐ浅見トンネル全長936メートルにつきましては平成21年10月から工事を着工しておりましたが、本年10月に無事貫通いたしました。貫通を記念して、11月4日には浅見、轟地区の皆様を初め小中学校の児童生徒など多くの関係者が参加して浅見トンネル貫通を祝う会を開催したところであります。

一般県道栃神谷鳴鹿森田線（機能補償道路）につきましては、現在、轟ふれあい会館から野中地区へ向けて延長640メートルの道路改良工事に着手しており、本年度末には光明寺地区から浅見地区までの3.2キロメートルのうち2.1キロメートルが整備済みとなります。残りの区間につきましては、懸案の解決に精力的に交渉を行い地権者や関係者のご理解を得たところで、今年度中には地権者の方々と契約の締結をしたいと考えており、平成24年度中の開通を目指し進めているところであります。

一般県道稲津松岡線バイパスにつきましては、上吉野地区から湯谷地区までの380メートルの舗装工事が完了し、今月末には供用されることになっております。既に供用されている部分も含め、延長1キロメートルが利用できるようとなります。また、町道吉野74号線との交差点より吉野小学校に向けて延長620メートルにつきましては道路盛り土工事や側溝工事等を進めており、本年度末の供用開始に向けて準備を進めております。

次に、健康福祉施設の整備について申し上げます。

9月21日に健康福祉施設の運営事業者と基本協定書を交わし、10月4日には施設の設計委託契約を締結し、現在、運営に関する調整やサービスのあり方等について協議を進めております。

9月22日から10月21日にかけて源泉の揚湯工事を実施し温泉の成分や湧出量等の確認をした結果、揚湯する管や深さを変更したため湯温は32.2度ぐらいになりましたが、湧出量は毎分110リットルから127リットルに増加し、成分については鉄分が減少した以外、掘削時とほとんど変化はないとの検査結果でありました。

今月10日には福井県知事から農業振興地域除外の同意と農地転用の許可がありましたので、建設予定地の造成工事に着手することとしており、その後、源泉

設備の工事に着手したいと考えております。

昨年に引き続き、ことしも10月22日、23日に産業フェアを開催いたしました。53の企業、事業所等の出店があり、町内外から6,700人のご来場をいただきました。ことしは特に、福井県立大学や天谷調理製菓専門学校、福井県理容美容学校の参加を得て産学官の連携による未来への力を強く感じることができたこと、子供から高齢者まで多くの方々に楽しんでいただきました。また、参加者との間で商談会も開かれ、町の産業のよさを紹介することができ、町内外に広く永平寺町の産業の魅力を発信できたものと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、本年度一般会計の補正予算の専決についてであります。行旅死亡事による費用弁済の必要が生じたための扶助費と国体など各種全国大会に出場される選手への激励金を専決により増額したので、承認を願うものであります。

次に、一般会計の12月補正予算について申し上げます。

まず、公債費、予備費を除くすべての費目において本年度当初の人事異動に伴う人件費の補正と給与改定に伴う人件費の補正を行いましたが、本年度給与改定につきましては、国が人事院勧告の実施を見送ったことから福井県人事委員会の勧告内容に準じた改定を行うこととしております。

総務費におきましては、本町と支所に設置しております防災行政無線設備の点検調査を実施することといたしました。また、コミュニティバス運営事業は、21年度から3カ年複数年契約によって町民の利便性を図ってまいりましたが、本年度で契約が切れますので、新たに債務負担行為を起し事業を効率的に運営することとしております。

民生費においては、重度身体障害者の医療費扶助と子ども医療費を増額し、在宅介護サービスの外出支援事業等を拡充しております。

衛生費においては、住宅用太陽光発電設備導入補助金と合併浄化槽設置補助金等を増額しており、農林水産業費では、スズメバチ駆除費補助金、農業再生協議会補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援事業等を増額し、県単土地改良事業費、県単林道工事費等を減額いたしました。

商工費では、大本山永平寺への参拝者で町営駐車場の利用者が増加しておりますので管理委託料を増額いたしました。

土木費におきましては、県営道路整備事業負担金と県営河川整備事業負担金を増額しております。これは、町内で県が施工した道路や河川の整備事業に対して

定められた負担をするものであります。

最後に災害復旧費であります。本年7月と8月の豪雨により、農地、農業用施設、林道、橋梁等に被害が発生いたしました。そのうち国の災害復旧事業として認められたものについて工事費等を計上しております。

以上により、今回の一般会計の補正予算の総額は6,375万8,000円となった次第であり、これらの歳出の財源となる歳入は、分担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰越金等を増額しております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む6つの特別会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳出で療養給付費や出産育児一時金等の保険給付費と過年度分国庫支出金の返還金、高額医療費の貸付金、介護納付金等で総額1億2,342万5,000円を増額し、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰越金等を増額いたしました。

介護保険特別会計では、人件費の補正のほか住宅改修への負担金を増額しており、歳入では国庫支出金や県支出金等を増額し、総額255万6,000円の補正となっております。

簡易水道事業会計では、人件費のほか市野々地係の観音橋にかかっている給水管を修繕することとしており、総額91万3,000円を増額であります。

下水道事業会計では、人件費のほか修繕料、公共ます設置工事費の増額で総額529万円、農業集落排水事業会計では、人件費のほか中部縦貫自動車道の整備に伴う下水道管移設の設計費等で総額210万3,000円を増額となっております。

上水道事業会計では、人件費の補正のほか中部縦貫自動車道関連の上水道管移設設計費で、収益的収入及び支出では104万6,000円を増額、資本的収入及び支出では540万3,000円の減額としております。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本年9月30日に人事院は本年度の給与改定に関する勧告を行いました。国家公務員については東日本大震災の復興財源とするため、給与に関する法律を改正し人事院勧告の内容は実施しないこととしておりますが、本町では、11月4日に出された福井県人事委員会の勧告内容に準じて職員の給与改定を行うこととしており、条例の所要の改正を行います。給料表の改正等により平均0.29%の引き下げとなります。

次に、農業集落排水処理施設条例と下水道条例の一部改正について申し上げます。

現在、3地区の下水道料金はそれぞれ異なる体系になっておりますが、これを統一するため所要の改正を行うものであります。基本的に松岡地区の料金体系に統一し、周知期間を設け、来年6月から施行したいと考えております。

最後に、字の区域の変更について申し上げます。

松岡吉野地区の土地改良事業が終了し換地処分を行います。土地改良組合やそれぞれの集落から字の名称や区分、設定等について要請がありましたので、法律の規定に基づき議決を願うものであります。

以上、本定例会に提出する議案等について申し上げましたが、詳細につきましては上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

～日程第3 議案第43号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第3、議案第43号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第43号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本年9月30日に人事院が給与改定に関する勧告を行いましたが、国は東日本大震災の復興財源とするため、国家公務員については人事院の勧告内容を実施しないこととしております。

本町におきましては、11月4日に出されました福井県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行うこととしております。これは他の県内市町においても同様でありまして、本定例会において条例の一部を改正する条例の制定についてご提案をさせていただいたところでありまして、

改定の内容につきましては、まず給料表の改正でありまして、平均して1,100円の引き下げとなります。

次に、経過措置として、現給保障を受けている職員の給料の引き下げについて本年度も引き続き引き下げを実施することとしております。この調整率を定めるものでございます。また、4月から11月までに支給された給与の減額を行うた

め、0.4の調整率を乗じ、12月の支給の期末手当で調整をすることとしております。

本町におきましては、今回の給与改定で182万9,000円の減額となる見込みとなっております。

なお、この条例の施行につきましては12月1日からとなっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いわゆる国が人勸を実施しないと、それは別の形でやるという話の中、県の人事委員会の勧告による給与の改定だという話です。

これまでの説明を聞いてみますと、平均して行政職表では1,100円の引き下げだという話ですが、全体では年間平均給付額でいうと1万8,900円の引き下げになるという話です。

そこで幾つかお聞きしたいんですが、本町のラスパイレス指数はどうなっているのか。それが1つ目。

2つ目の質問では、説明の中では、平成18年度に大きな改定があって当時は40代から50代が大きい引き下げだったと、その激変緩和期間が終了するということの説明がありました。ちょっと心配なのは、こういう改定ときには私は日本の給与体系でなかなかないんですが、子育て世代とかローンを抱えている世代というんですかね、そこらをどうするか。それが退職してもローンの支払いは続くとなればまた別ですが、いわゆる本当にお金のかかる世代の引き下げなんかについてはどうなっているのか。これが2つ目ですね。

3つ目ですが、こういう形でやるよりも、いわゆるこれは民間の給与との格差是正ということが大前提だということですが、それが地域経済に与える状況とかというのもよく言われて久しいと思うんです。特にこういうラスパイレス指数の低いところというのはやっぱり地域の民間企業の賃金も余り高くないと。そこでさらに引き下げということは総じて働いている人たちの給与引き下げにつながるという話もあるので、その辺どうなのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 本町のラスパイレス指数についてのお尋ねでございます

が、大変申しわけございません。細かな数字については後ほどお答えをさせていただきます。

それから2点目の、これまでの給与改定の内容が40代、50代を中心に引き下げをしてきました。これはおっしゃるとおりでございます。

ただ、今子育てをやっているような若い職員についてはどうなっているのかということでございますが、この給料表も、今申し上げたように40代、50代の職員、具体的に言いますと、本町の場合6級制をとっておりますが、4級、5級、6級のこの号給の高い部分、こういったところが今回の場合ですと最大で0.5%程度、そして40代が集中しているような号給については0.4%というふうな率で平均の引き下げ率とは高いような引き下げになっております。反面、1級、2級、3級の若手の職員が在職している級についてはそこまでの引き下げになっていないということでございます。そういったことで、子育て世代に対しては手厚いような、そういう改定になっているように思われます。

3点目ですが、地域に与えるその影響ということでございますけれども、これはご存じのとおり、県の人事委員会が出す給与改定といいますのは、福井県内の民間の企業等の比較をして、その格差がある場合にそれを是正するといったような内容でございます。そういったことを含めて、今回は0.29%公務員が民間を上回っているという調査結果に基づいて今回の給与改定をしているわけでございますけれども、そういったことで消費といった面では確かにそういう地域の経済に与える影響というのはあるかもしれませんが、やはりそういう給料の公平と申しますか、均衡と申しますか、そういった面についてはこういった給与改定について是正がされていくものというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕は職員の給与の改定で言いますと、これを改定することによって、例えば今、日本の最賃制のいわゆる最賃は非常に低いと言われております。それらの改定にも影響が及ぶというのはよく言われていることやと思うんですね。そんなことを考えると本当に単純に下げるだけでいいのか。あるお金の要る世代をフォローするような体制についてももっときちっと。これまでは、いろんな諸手当についてもなくすとか均衡化するという構図で減らしてきた経過もあります。国家公務員なんかで言うと、いわゆる寒冷地手当というふうなことなんかもなくなってきました。この合併した後は、上志比なんかはそれは残っていたと思うんですが、いわゆる寒冷地手当に対応する場所が少なくなったということで

なくなっている面もあると思うんですね。そういうことでやっていけば限りなく引き下げられていく傾向になっていく、ひいては働く人たちの生活条件も悪くなっていく、それは地域経済も含めて問題があるということを言われているんですが。

いわゆる特にラスパイレス指数が低いと言われている本町、たしかラスパイレス指数は90はなかったですよ。80%台やったと思うんですね。大体でもいいですから、その辺はちょっと知らせてもらうわけにはいかないですか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 濟いませぬ。ちょっと細かな数字は記憶にございませぬけれども、80%後半の数値となっております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先日のいわゆる議会と語ろう会でも、ある地域では「もっと職員の給与をふやす必要があるんじゃないか。それはラスパイレス指数は本町は非常に低いはずや」という声も出ていました。僕はそういう現状をやっぱり直視しなければいけないんじゃないかなと思っています。

後で討論もしますけど、やっぱりいわゆる一律でこういう形で引き下げられるということについては反対の態度をとっていきますので、また討論のところで言わせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、いわゆる今度の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の態度として反対の立場をとっていきます。

その理由は、いわゆる国が人事院勧告を行うと、今回は東日本大震災の関係で国の人勧実施は見送って、さらに大きな削減をするんだという話もあります。

ただ、それを各都道府県といいますか、そういうところで人事院勧告を行うわけですが、これは毎年のように引き下げられてきた現実もあります。一言で言う

と、大企業の話ですけど、ある一定の分野では大きな利益が上げられている。そういうお金が国民に落ちてこないと言われて久しい気がします。そういう中でやはり地域の賃金体系を支えている一つの柱が公務員の給与だと私は思っています。それらを見捨てたやり方で一方的に引き下げというのは、やっぱり問題かと思うわけです。

それ以上にその中で、例えば最賃制の問題など、人事院勧告なんかも言及しながらもっと世間に働きかけるというふうなことがあればいいんですが、それもなしに一方的に示されて、当然争議権が奪われているわけですからそれに異議申し立てもできないということで進められる内容を見ていると、それは本来のやり方ではないなど。もっと地域経済のことも考えてすべきだと思います。

ここが一方的に下げられていくと、例えば最近課題になっている福祉、特に介護ヘルパーなんかへの給与の改定、ふやさなければいけないという問題などについても国は3年ぽっきりでその制度をやめるというふうなこともあります。そういうふうなところの改定にも影響があると私は思っているんで、給与改定、ラスパイレスが低い中での引き下げについては同意するわけにはいかないという立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 今回の反対討論に対しまして、賛成討論の意見を言わせていただきます。

国の人事院勧告が東日本大震災によりまして見送られたということでございますが、11月4日の県の人事委員会で決められたということで、県が一応人事委員会で決めたということで、県内の17市町村がこれに準ずるということでやっております。そういった中で今までの40歳から50歳の引き下げとか、そういったことを出したならそういうふうな等級によって準じているんで、これは私は賛成したいと思っております。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第43号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立により採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第4 承認第6号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第4、承認第6号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） ただいま上程をいただきました承認第6号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算、今回第3号になりますが――の専決処分の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、去る10月25日付にて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会のご承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第1条のとおり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,917万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、5ページから7ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、初めに歳出のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

8ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の14万2,000円の増額につきましては、加賀市の方で身寄りのないひとり暮らしのお年寄りが町内の病院でお亡くなりになられましたことによりまして、法律の規定により、火葬などの費用弁済金として計上させていただきました。

次に、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費の10万円の増額につきましては、各種のスポーツ全国大会へ出場される方が当初より増加したことによりまして、全国大会出場激励金10万円の増額補正を計上いたしましたところでございます。

次に、これらの財源であります歳入についてご説明をさせていただきます。

7ページにお戻りをいただきまして、款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の14万1,000円につきましては、先ほど歳出でご説明しましたとおり、行旅病人の引受人不明の死亡人の葬祭費用に対する県負担金を計上させていただいたところでございます。

次に、款18繰越金10万1,000円につきましては、歳入歳出の調整といたしまして前年度繰越金を充当させていただいたところでございます。

以上、簡単ですが、平成23年度永平寺町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 全員協議会でも説明をいただいているわけなんですけど、加賀市在住のひとり暮らしの方の葬祭費を出すことについてですけれども、県から出ているということなのでうちはトンネルで出すということになるわけですけれども。基本的に加賀市ということは石川の方なんですけれども、こういう方について、いわゆる県外の方についても県費を、県費というのは県民の税金ですから、ある意味ではそういった県外の方についても出されなければならないかというのが1点と。

それと、病院に入っていたわけですからある程度入院費等も払っていたんだろうと思うんですけれども、そういった財産からこういったところに出るようなことはできないんでしょうか。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

まず、この死亡人の場合、加賀市在住ということで、当初、加賀市のほうで葬祭はしていただきました。加賀市から石川県庁のほうにこういうひとり暮らしの方がいるということで報告をしたところ、これは法律、墓地埋葬法という法律がございまして、その9条によりますと「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない」ということになっております。その費用に関しましては行旅病人、行旅死亡人の取り扱いによりまして準用するということになっております。それで、福井県と石川

県とで協議しまして国のほうに判断をしていただいたところ、やはり死亡地のほうですというふうなことから、福井県の永平寺町のほうで死亡したということで永平寺町で行旅死亡人扱いをお願いをするというふうになりました。

それで、既に火葬は石川県のほうですしております。費用について福井県のほうで見るということで、永平寺町が死亡地ということで永平寺町から福井県に請求し福井県から永平寺町に入ってくるということで、そういうふうになっているそうでございます。今回の場合は加賀市ということでございますけれども、身寄りがいないということで永平寺町で予算計上をさせていただきました。

それから入院費用につきましては、お友達がいたそうなので、費用についてはその分だけお友達が払ったそうです。あとの葬祭まではできないということで聞いております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今のことで一つお聞きしたいのは、特別養護老人ホーム等について言いますと、以前、その特養がある施設に入られた人たちは住所の移転も伴っていたことから、国民健康保険会計が非常に大変になったという時代がありました。それで、そういうことがないようにということでその出身地を残して、特養に入ってもいわゆる医療負担については出身地もしくは身寄りが行うということでその当該する自治体の国民健康保険会計にはかかわらないように、この間、大分前からですけど、なってきたと思っているんですね。

そういう問題点があったのと比べると、三国なんかはそういうのが多いのかなと思いつつ、本町なんか大きい病院を抱えているところではそういう場合も、身寄りのない人たちがこれからふえてくる可能性があるということを考えるとそこはどうなるのかというのは。費用負担の部分では県から来ていますけれども、今後ふえてきた場合、そういう問題をどうするんかというのはやっぱり考えて問題提起をしていかなあかんのでないかなと、私、この間からちょっと思っていました。今、滝波さんが質問されたので、そこをぜひやっぱり問題提起をしてほしい。その答弁をお願いしたいと思います。

2つ目は、こういう機会ですので全国大会出場激励金、どういう競技で何名ぐらいの人がどういう大会に出ているのかというのを。単にそれだけお金を出しましたというんでなしに、内容もちょっと示してほしいなというところもあります。個人名までいいですから、ぜひそんなことをお願いしたいと思うんですが。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず、介護保険等につきましては、今議員おっしゃったとおり住所地特例ということで、永平寺町に住んでいた人が福井市の施設に入った場合でも、永平寺町のほうが保険料を払って介護保険料等は永平寺町から払うというふうな制度になっています。介護保険の施設等については、入る場合に保証人とかそういうふうなものが当然ございますので、県のほうともいろいろとお話ししたんですけれども、こういう例はまずあんまりない例だということでございます。今後は財政とも検討していかなくてはならないと思いますけれども、こういう例がございますので予算措置だけはその辺していこうかなと。

加賀市話を聞きますと、加賀市の場合なんかは例年5件ほどの件数があるそうでございます。去年は10件あったそうなんです。加賀市のほうも予算措置だけはしておいたほうがいいんじゃないかというふうなご意見もいただいておりますので、今後またその辺も予算措置ということで科目設定等ぐらいはしていってもいいんじゃないかなということで財政ともいろいろと打ち合わせしながら検討させていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 全国大会出場激励金でございますが、出場内容は、後日、一覧としてお示ししたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、福祉課長が言われたことですが、予算措置の問題もあるんですけれども、それ以前にやっぱり、何というんですかね、最後の地が本町になったという、そういう縁があるからそういうことになるんかと思うんですが、国保なんかではそれが問題視されて、施設があるほかの自治体の会計が大変になるということで見直されてきた経過があるので、そういういわゆる出身自治体、住居を置いていた自治体が最終的な責任を負うというふうなことでやっていくような提起、提案をしていかないとならばやっぱり問題ではないかなと思うところがあるので、ぜひ問題提起をしていただきたいと思いますということです。予算措置のことについては、行政内のことですからやっていってほしいと思います。

全国大会出場の問題で言うと、こういう機会にどういう競技が頑張っているよというのを町民に知らせるのも一つの機会でもありますから、やっぱりそういうことはわかる場所で示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

1 番、小畑君。

○1 番（小畑 傳君） 今ほどの行旅死亡人に係る経費なのですが、県、国に相談をしたということですが、今後こういうことが起きた場合、この負担は県のほうでいただけるものか、あるいは町が持つものなのか、ここらあたりははっきりしたほうがいいのかなと思うんですが、もしこれからも起きた場合には県のお金で処理できるのでしょうか。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） この件ですけれども、先ほど言いましたように墓地埋葬法という法律がございまして、身寄りのない人、そういう人については死亡地で見るということで、この費用に関しましては行旅病人、それから行旅死亡人の取扱法に準じるということで、すべて県の負担というふうな形になります。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第 6 号、平成 2 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第 5 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 6 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第 7 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 8 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

～日程第 9 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第41号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第42号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第5、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） ただいま上程をいただきました議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算、今回第4号になります——についてご説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお開きをいただきたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,375万8,000円を追加し、予算総額を89億6,292万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、12ページから14ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

また、第2条において地方自治法214条の規定により債務負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、15ページの第2表、債務負担行為によるところでございます。

今回の補正しました債務負担行為につきましては、平成21年4月1日から委

託しております地域コミュニティバス運営事業が平成24年3月31日で3カ年の契約期間満了を迎えますので、引き続き、平成24年度から平成26年度の3カ年の期間で限度額1億2,700万円とする債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出についてのご説明をさせていただきます。

初めに、歳出の主なものについてご説明させていただきますが、今回の補正予算につきましては、給与改定並びに人事異動に伴います人件費の補正予算が款項目ごとに計上しておりますが、詳細な説明については省略をさせていただきたいと思っております。

23ページをお願いしたいと思います。

款3民生費、項1社会福祉費、目3心身障害者福祉費667万5,000円の増額補正につきましては重度心身障害者医療費の増加が見込まれるため、また、24ページのみ4老人福祉費、13節委託料428万円の増額補正につきましては社会福祉協議会に委託しております外出支援サービス事業の利用者の増による委託料を、25ページの項2児童福祉費のみ3児童措置費の1,009万4,000円につきましては子供の医療費の増加が見込まれるため、それぞれ増額をさせていただきます。

26ページの後段の款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の149万7,000円につきましては、平成24年度より、永平寺地区、上志比地区の不燃物回収を従来のごみ袋から松岡地区と同様にコンテナに変更するための経費などを計上させていただきました。

28ページの款6農林水産業費、項2林業費、目3林道費の471万円の減額補正につきましては、県単林道事業の事業費が確定したことに伴い、今回減額をするものでございます。

30ページをお願いしたいと思います。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、19節負担金、補助及び交付金の3,930万2,000円、同じく下段の項3河川費、目2河川改良費の177万3,000円につきましては、県営道路整備事業及び県営河川整備事業に係る本町の負担金をそれぞれ計上させていただいたところでございます。

35ページから36ページにかけて、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費1,129万8,000円の増額補正、目2農業用施設災害復旧費1,039万9,000円の増額補正及び目3林道災害復

旧費の470万円の増額補正につきましては、ことし8月の集中豪雨により発生しました農地、農用地施設及び林道の災害箇所の復旧に係る工事費等を計上させていただきました。また、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年道路橋梁災害復旧費の600万2,000円につきましては、7月の梅雨前線豪雨により町道藤巻吉峰線ののり面の一部が崩落したため、その復旧工事を計上させていただいたところでございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。18ページにお戻りをいただきたいと思っております。

款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金2万8,000円及び目2災害復旧費分担金59万4,000円につきましては、先ほどの歳出で申しあげましたように林道及び農地災害復旧費に係る分担金でございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2災害復旧費国庫負担金の1,070万2,000円につきましては、林道、農地及び農業用施設の災害復旧に係る負担金で、公共土木施設災害復旧費負担金400万1,000円、農林水産業施設災害復旧費負担金670万1,000円でございます。

款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金568万4,000円につきましては、重度心身障害者医療費助成金、補助率2分の1の333万6,000円、子ども医療費助成金の同じく補助率2分の1の234万8,000円、目5農林水産業費県補助金の263万7,000円の減額につきましては、県道、県単林道などの農林水産関係の事業が確定したことに伴う補正でございます。

19ページの款18繰越金4,788万5,000円につきましては、歳入と歳出の調整額等の財源としまして前年度繰越金を充当したところでございます。

以上、平成23年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算、今回第1号についてご説明をさせていただきます。

議案書の41ページをごらんをいただきたいと思っております。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,342万5,000円を追加し、予算総額を18億5,018万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、42ページから43ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

48ページの歳出のほうからご説明をさせていただきます。

款2保険給付費、項1療養諸費については各療養給付費の増加が見込まれることから、目1一般被保険者療養給付費の1,263万円、目2退職被保険者等療養給付費1,245万6,000円及び目4退職被保険者等療養費83万1,000円を、同じく項2高額療養費についても、目1一般被保険者高額療養費1,456万4,000円、それから目2退職被保険者等高額療養費1,007万円をそれぞれ増額補正したところでございます。

49ページ、下段の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金5,689万9,000円につきましては、過年度分の療養給付費の精算に伴う国庫返還金を計上させていただきました。

50ページの中段の款10介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金の1,310万4,000円につきましては、平成23年度の介護納付金の額が確定したことにより増額補正をすることが主なものでございます。

戻りまして、46ページから47ページにかけての歳入についてご説明をさせていただきます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金1,381万7,000円、項2国庫補助金、目1財政調整交付金365万6,000円、款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金284万4,000円のそれぞれの増額補正につきましては、ただいま歳出でご説明させていただきました一般療養給付費や介護納付金のそれぞれの負担率に乗じて算出した額を計上させていただきました。

款6療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の2,335万7,000円につきましては、退職療養給付費等の増額に伴い補正をさせていただきます。

款10繰越金7,819万1,000円につきましては、歳出と歳入の調整額の財源としまして前年度繰越金を充当させていただいたところでございます。

以上、平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算、今回第2号についてご説明をさせていただきます。

議案書の53ページをお願い申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ255万6,0

00円を追加し、予算総額を16億973万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額につきましては、54ページから55ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、59ページの歳出のほうからご説明をさせていただきます。

人件費関係の歳入歳出の説明につきましては省略をさせていただきます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目8居宅介護住宅改修費170万円、項2介護予防サービス等諸費、目6介護予防住宅改修費100万円につきましては、それぞれ実績見込みにより増額補正をさせていただきました。

戻りまして、57ページをお願いしたいと思っております。

歳入のご説明をさせていただきます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護納付費負担金55万2,000円の増額につきましては、介護納付費、介護予防給付費に対する国の負担率による増額補正でございます。

以下、款4支払基金交付金84万5,000円の増額、款5県支出金、項1県負担金34万4,000円の増額、58ページ上段の項2県補助金5万5,000円の減額のそれぞれの補正額につきましても、同じく負担率に応じて補正をさせていただいたところでございます。

以上、平成23年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算、今回第2号についてご説明をさせていただきます。

議案書の64ページをお願いいたします。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ91万3,000円を追加いたしまして、予算総額を1億8,671万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、65ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、68ページの歳出のほうからご説明をさせていただきます。

人件費関係の歳入歳出の説明は省略をさせていただきます。

下段の款2簡易水道事業費、項1簡易水道維持管理費、目1永平寺地区簡易水道維持管理費84万6,000円の増額補正につきましては、観音橋に添架して

いる水道配水管の保温材が老朽化しているため、その修繕費を計上させていただきました。

戻りまして、67ページをお願いしたいと思います。

款5繰越金91万3,000円の増額につきましては、歳出と歳入の調整の財源としまして前年度繰越金を充当させていただいたところでございます。

以上、平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第40号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算、今回第1号についてご説明をさせていただきます。

議案書の72ページをお願いしたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ529万円を追加し、予算総額を6億9,078万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、73ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

76ページをお願いしたいと思います。

歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

先ほど来と同じように、人件費関係につきましては歳入歳出の説明は省略をさせていただきます。

款2下水道事業費、項1下水道維持管理費、目2特定環境保全下水道維持管理費359万7,000円の増額補正につきましては、鳴鹿中継ポンプの1号ポンプ及び2号ポンプ並びに中央浄化センターの自家発電装置にふぐあいが生じたため、早急に修繕するための経費を計上させていただいたところでございます。

77ページの項2下水道建設費、15節工事請負費としまして公共ます設置工事増といたしまして105万円を計上いたしました。

戻りまして、75ページをお願いします。

款5繰越金529万円の増額につきましては、歳入と歳出の調整の財源としまして前年度繰越金を充当したところでございます。

以上、平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第41号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算、今回第1号についてご説明をさせていただきます。

議案書の81ページをお願いしたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ210万3,000円を追加し、予算総額を2億1,256万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、82ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして、

85ページをお願いしたいと思います。

歳出の主なものについてご説明をいたします。

人件費関係の予算につきましては省略をさせていただきます。

款2農業集落排水事業費、項2農業集落排水建設費、目2松岡地区農業集落排水建設費203万7,000円の増額補正につきましては、松岡吉野地区の中部縦貫自動車道建設に伴い、国道416号線に埋設してあります下水道管を移設するための設計委託料として今回計上させていただきました。

戻りまして、84ページをお願いします。

款4繰越金210万3,000円の増額につきましては、歳出と歳入の調整額の財源としまして前年度繰越金を充当したところでございます。

以上、平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

議案書の89ページをお願いしたいと思います。

今回の補正につきましては、支出額のみ補正でございます。

第2条にありますように、収益的支出において104万6,000円を増額いたしまして、収益的支出の予定額を1億8,339万4,000円とお願いするものでございます。

第3条においては、資本的支出において540万3,000円減額いたしまして、資本的支出の予定額を9,342万円とお願いするものでございます。

91ページの実施計画から97ページまでの上水道事業予定貸借対照表を添付させていただいております。

人件費関係の予算につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

98ページの資本的収入及び支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目3事務費、4節委託料の131万3,000円につきましては、先ほど農業集落排水事業特別会計でもご説明しましたが、松岡吉野地区の中部縦貫自動車道建設に伴

い国道416号線に埋設してあります上水道管を移設するための設計委託料を計上したところでございます。

以上、簡単でございますが、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきまして一括して提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算特別委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第12 議案第44号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第12、議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ただいま上程をいただきました議案第44号、永平寺

町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書の105ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。

永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

永平寺町農業集落排水処理施設条例（平成18年永平寺町条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第4（第13条関係）の松岡地区及び上志比地区の表を削り、次のように改める。

この内容につきましては、現行の松岡地区、上志比地区の使用料の表を削り、統一の使用料の表に改めるものでございます。

附則。この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、施行日前から継続して農業集落排水を使用し、平成24年6月25日までに確定される使用料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

今回の条例改正の内容につきましては、下水道料金の統一による使用料の改正をお願いするものでございます。本町の下水道、農業集落排水事業における現行の料金体系につきましては、松岡地区、永平寺地区は従量制、上志比地区におきましては定額制となっております。なお、松岡地区、永平寺地区の従量制においても、基本料金、超過料金の額、区分等が異なっている状況でございます。

このため、料金体系を住民平等の原則から平準化するため料金の統一を行っていくものでございます。統一の内容につきましては、現行の松岡地区料金をもって統一料金といたす形でございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いをいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この案件についても後では付託されると思うんですが、合併協議のときに、下水道料金については5年後をめどに料金統一をするということがありました。それはわかっているんですが、現実的に説明を聞いていく限りで

は、上志比地区での料金、今までいわゆる定額制になっていた人数とか世帯における人数割みみたいな形で定額制になっていたやつを従量制に変えるということで、どれくらい引き上がるのか。

一気に上がる額が多い場合は私は激変緩和期間みたいなものを設けるべきでないかと思うんですが、その辺どう考えているかだけ聞いておきます。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

確かに今回の料金統一によりまして、上志比地区につきましては、ご案内のとおり定額制から従量制に移行する形でございます。それと、先ほど申したとおり、統一料金の案といたしまして松岡地区料金の体系を統一料金とする形でございます。それによりまして、現行の料金と統一後の料金については当然差異が出てくる形かと思えます。

現在の使用水量の推計等でいろいろ検討をいたしました。それで上志比地区におきましては、1人世帯から3人世帯については料金が逆に下がるという形で試算をいたしております。ただし、4人世帯以上については料金等は上昇する形かと思えます。なお、1人世帯から3人世帯の世帯の割合でございますが、上志比地区では41%という形の世帯の割合となっております。

こういう形で料金を従量制に統一する上で、料金については下がるご世帯もあれば上昇する、増加するという形も見えてこようかと思えます。

なお、この件につきましては、今後十分地元等へ出向きまして説明会等でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長

に提出願います。

～日程第13 議案第45号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定  
について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第13、議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ただいま上程をいただきました議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書107ページをお開きいただきたいかと思ます。

議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

永平寺町下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

永平寺町下水道条例の一部を改正する条例。

永平寺町下水道条例（平成18年永平寺町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中の表の松岡地区の「（松岡地区）」を削り、永平寺地区の「（永平寺地区）」及び表を削るものでございます。

附則。この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、施行日前から継続して下水道を使用し、平成24年6月25日までに確定される使用料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

今回の条例改正は、先ほどの農業集落排水条例の一部改正と同様でございます。下水道料金の統一による使用料の改正をお願いするものでございます。

先ほど議案第44号で申したとおり、松岡地区、永平寺地区、上志比地区については従量制、定額制ということでなっており、また、従量制においても、基本料金、超過料金等の額、区分等が異なっている状況となっております。

このため、料金体系を住民平等の原則から平準化するため料金の統一を図っていくものでございます。統一内容につきましては、現行の松岡地区料金をもって統一の料金とさせていただく形でございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いをいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この条例の改定によって、永平寺地区では料金がどのように

変化するのか。そのことが1点。

それと、言葉の問題で申しわけないんですが、「平準化」というのは普通、平均化という意味ではないんですか。統一するというのならいいんですけど。だからさっきの話ですと、僕は上志比のことなんかを考えると、「平準化」という言葉の中では高いほうに合わせるといふことにはならないかなと思うんですが。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ご説明をいたします。

第1点、議案第45号におきます下水道条例の一部改正ということで料金の統一でございますが、統一料金が松岡地区の料金の体系ということですのでございます。それによりまして、永平寺地区につきましては現在も従量制でございますが、料金の試算で申しますと、一般家庭等につきましては、1人世帯から以上につきましては料金が下がるという形の試算をいたしております。

それともう1点、「平準化」というお言葉の取り扱いでございますが、基本的には使用水量に応じた負担の原則をお願いする形の中で、現在、料金体系等が異なっている状況の中で、統一した料金体系で住民の方にご負担をお願いするという形でこの文言等を使わさせていただいたと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） どっちみち条例の議決をする本会議では、上志比及び永平寺の地区についてもどういふ、私が言っているのは何%ぐらい下がるとか、そういうことをやっぱりきちっと示して論議しないとあかんと思いますんで、そういう答弁もきちっとお願いしたいと思っています。

どっちみち付託されるんだと思いますので、この場での質問はこの辺で終わります。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第14 議案第46号 字の区域の変更について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第14、議案第46号、字の区域の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(小林良一君) ただいま上程をいただきました議案第46号、字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の108ページをお開き願います。

今回の字の区域の変更につきましては、県営土地改良事業(松岡吉野地区)の換地処分に伴う字の区域の変更について、地方自治法第260条の第1項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

109ページから119ページの字の区域の変更調書並びに120ページの大字・字調整図、121ページの字の区域の変更図をご参照願います。

県営土地改良事業でございますが、平成14年度から22年度の事業計画で福井県が事業主体で事業に着手し、総事業費22億2,400万円、事業規模83.1ヘクタールの土地改良事業を実施し、本年完了しております。

今回の字の区域の変更については、換地処分に伴う松岡吉野、松岡小畑、松岡宮重、松岡西野中、松岡湯谷、松岡上吉野、松岡島地係内の字の区域の変更でございます。

109ページをお願いいたします。

初めに、松岡吉野区につきましては、松岡吉野29字の区域の変更で、松岡西野中の区域の一部を編入するものでございます。字、地番につきましては、議案書109ページの記載のとおりでございます。

松岡小畑区につきましては、松岡小畑3字、4字、5字、13字の区域の変更で、松岡小畑及び松岡西野中の区域の一部を編入するものでございます。字、地番につきましては、議案書109ページから110ページの記載のとおりでございます。

110ページをお願いいたします。

松岡宮重区につきましては、松岡宮重3字、4字、5字、10字の区域の変更で、松岡西野中、松岡宮重、松岡上吉野、松岡湯谷の区域の一部を編入するものでございます。字、地番につきましては、議案書110ページの記載のとおりでございます。

111ページから113ページをお願いいたします。

松岡西野中区につきましては、松岡西野中5字、6字、7字、21字、22字、23字、24字、26字、27字、28字、30字、32字の区域の変更で、松岡小畑、松岡西野中、松岡吉野、松岡宮重、松岡湯谷の区域の一部を編入及び設定するものでございます。字、地番につきましては、議案書111ページから113ページの記載のとおりでございます。

113ページから116ページをお願いいたします。

松岡湯谷区につきましては、松岡湯谷4字、11字、17字、18字、20字、24字、26字、37字、40字、42字、53字の区域の変更で、松岡湯谷、松岡上吉野、松岡宮重、松岡西野中、松岡島の区域の一部を編入するものでございます。字、地番につきましては、議案書113ページから116ページの記載のとおりでございます。

116ページから119ページをお願いいたします。

松岡上吉野区につきましては、松岡上吉野11字、12字、40字、45字、47字、48字、50字、51字、53字の区域の変更で、松岡湯谷、松岡上吉野の区域の一部を編入及び設定するものでございます。字、地番につきましては、議案書116ページから119ページの記載のとおりでございます。

119ページをお願いいたします。

松岡島につきましては、松岡島3字、20字、21字の区域の変更で、松岡宮重、松岡湯谷、松岡上吉野、松岡島の区域を編入するものでございます。字、地番につきましては、議案書119ページの記載のとおりでございます。

また、これらの区域に隣接介在する道路、水路であります町有地及び国有地の一部または全部を各区の各字へ編入するものでございます。

以上、議案第46号、字の区域の変更についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第46号、字の区域の変更についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩します。

(午前11時 分 休憩)

---

(午前11時 分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす25日から12月4日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、あす25日から12月4日までを休会とします。

12月5日は定刻より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時39分 散会)